

第11回定時株主総会資料
(電子提供措置事項のうち書面交付請求に
基づく交付書面に記載しない事項)

第11期 (2024年1月1日～2024年12月31日)

新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況
株主資本等変動計算書・個別注記表

THECOO株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	29,500千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—

- (注) 1. 当社監査役会は、PwC Japan有限責任監査法人の報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分もできませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目等に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう周知徹底する。
- ② 代表取締役CEOを委員長とするリスク管理委員会を設置し、適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策を実施する。
- ③ 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正する。
- ④ 取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性については、監査役及び内部監査担当が、「監査役会規程」「監査役監査基準」「内部監査規程」等の社内規程に従って監査を行い、その指摘に基づいて各部の業務管理・運営制度を整備・拡充する。監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査基準」及び「監査計画」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書保管管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存し、破棄、管理する。
- ② 取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

(3) 損失の危険管理に関する規程その他の体制

- ① 事業に関わるリスクは「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会において、各リスクについて網羅的・体系的な管理を実施し、必要に応じて取締役会に報告を行う。
- ② リスク情報等については各部門責任者にて取り纏めの上、リスク管理委員会に対して報告を行う。
- ③ 緊急事態が発生した場合には、代表取締役の指揮下に緊急事態対応体制を取り、リスクの大きさに応じて「対策本部」、「対策プロジェクト」、「対策チーム」などレベル別の組織を編成し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、「取締役会規程」を遵守して、毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、取締役の職務の執行を図る。
- ② 取締役の職務の執行に必要な組織及び組織の管理、ならびに職務権限、責任については、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の社内規程に従って定め、業務の組織的かつ能率的な運営を図る。
- ③ 中長期の経営方針の下で、年度計画を立案し、月次で予算管理を行いながら、当該計画達成に向けて社内の意思統一を図る。

(5) 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社に親会社又は子会社が存することとなったときは、当該親会社又は子会社の機関構成、組織体制等を考慮して、当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の構築を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を置くことを求めた場合においては適切な人員配置を行う。
- ② 補助使用人の人選は、監査役の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査役と協議の上決定する。
- ③ 補助使用人は、独立性を確保するため、監査役の指示による職務に関して、取締役及び補助使用人の属する組織の上長の指揮命令は受けないものとする。
- ④ 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議し、監査役の同意を得た上実施する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 各監査役は、原則として取締役会に出席し、また取締役会以外の重要な会議体にも出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を必要に応じて求めることができる。

- ② 取締役及び使用人は、法令・定款及び社内規程、その他重大な倫理に違反したと認められる行為を発見した場合には、直ちに書面もしくは口頭にて監査役に報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

(9) 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行に協力し監査の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査役の職務執行に必要でないと思われる場合を除き、監査役の職務執行に係る費用の支払いや債務の処理を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会などの重要会議へ出席し、経営における重要な意思決定及び業務の執行状況を把握し、意見を述べることができる。
- ② 企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を、社外監査役として招聘し、代表取締役や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
- ③ 監査役は、内部監査担当・会計監査人と意見交換の場を持ち、定期的又は随時情報交換を実施し、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとする。

(11) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正を確保するための必要な内部統制を整備する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関ならびに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役CEO平良真人が議長を務め、取締役下川弘樹、取締役野澤俊通、社外取締役である取締役柄澤哲夫、取締役会田容弘の計5名で構成されております。原則として月1回開催される定時取締役会のほか、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、取締役及び監査役が出席し、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役市川昇が議長を務め、社外監査役佐藤大輔及び社外監査役五十嵐沙織の監査役3名で構成され、市川昇が常勤監査役であります。原則として月1回開催し、法令、定款及び監査役会規程等に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画等を決定しております。なお、監査内容につきましては、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行っております。

(3) 会計監査人

当社は、会計監査人として、PwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。

(4) 内部監査室

内部監査室は、内部統制に関する基本方針及び各種規程に基づき内部監査を実施しております。事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査対象に対し改善のための指摘等を行い、改善状況について、後日フォローアップすることを確認しております。

(5) Cx0ミーティング

Cx0ミーティングは、代表取締役CEO平良真人が議長を務め、常勤取締役3

名（代表取締役CEO平良真人、取締役下川弘樹、取締役野澤俊通）で構成され、常勤監査役である社外監査役市川昇も出席しております。原則として毎週1回開催し、「会議運営規程」及び「職務権限規程」等の社内規程に定められた事項について、議論・決定を行っております。Cx0ミーティングの構成員は、業務執行状況を報告するとともに、共通の課題などを意見交換し、情報の共有を図っております。また、隔週で顧問榎本和友氏も同席し、特にFanicon事業全般についての助言を頂いております。

(6) リスク管理委員会

当社では、代表取締役CEO平良真人を委員長とし、常勤取締役及び法務担当者に加え、必要に応じて代表取締役CEOが指名する者を委員とするリスク管理委員会を設置し、原則として四半期に1回以上の頻度で開催しております。

当社のリスク管理に関する重要事項の審議と方針決定、及び当社役職員のコンプライアンス遵守に係る取り組みの推進、コンプライアンス違反事項の調査等を行っております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 金 剰 余	資 本 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	759,128	759,128	189,893	949,022
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	165	165	△80	84
当 期 純 損 失				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	165	165	△80	84
当 期 末 残 高	759,294	759,293	189,813	949,106

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計	
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式			株 主 資 本 計 合
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	△1,284,658	△1,284,658	—	423,492	—	423,492
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行				250		250
当 期 純 損 失	△69,325	△69,325		△69,325		△69,325
自 己 株 式 の 取 得			△26	△26		△26
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	△69,325	△69,325	△26	△69,101	—	△69,101
当 期 末 残 高	△1,353,984	△1,353,984	△26	354,390	—	354,390

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・・・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を含む。)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

機械及び装置 6～11年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度の利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。他方、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① ファンビジネスプラットフォーム事業

ファンビジネスプラットフォーム事業における主な履行義務は、ファンコミュニティプラットフォーム「Fanicon」の提供及び運営管理をすることであり、大きくサブスク（月額利用料金）売上高と、サブスク外（ポイント購入、EC、チケットその他）売上高に分類されます。サブスク売上の履行義務は運営管理期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。また、サブスク外売上の履行義務は販売時に一時点で充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

② デジタルマーケティング事業

デジタルマーケティング事業における主な履行義務は、インフルエンサーを用いた広告施策等の提案及びオンライン広告の運用とコンサルティングをすることであり、当該履行義務は広告施策実施時、または広告運用期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
ファンビジネスプラットフォーム事業	3,187,126
月額利用料金	1,716,068
ポイント収益及びその他売上	1,471,057
デジタルマーケティング事業	1,144,276
顧客との契約から生じる収益	4,331,402
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,331,402

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	396	—
売掛金	436,621	570,988
契約負債		
前受金	882,012	1,051,252

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類上に計上した金額

(単位：千円)

科目	帳簿価額	減損損失
有形固定資産	154,923	310
無形固定資産	108,762	3,816

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 減損の兆候及び認識の判定方法

当社は、固定資産を事業単位（「ファンビジネスプラットフォーム事業」及び「デジタルマーケティング事業」）でグルーピングしております。また、特定の事業に関連しない資産については共用資産として全社にグルーピングしております。

当事業年度末において貸借対照表に計上している固定資産は、主にファンビジネスプラットフォーム事業の資産グループ及び共用資産であります。ファンビジネスプラットフォーム事業の資産グループについては、営業損益が継続してマイナスでないことから減損の兆候がないものと判断し、減損損失を認識しておりません。共用資産については、営業損益が継続してマイナスとなったことから減損の兆候があると判断しておりますが、減損損失の認識の判定において、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

② 減損の兆候及び認識の判定に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の事業計画に基づいて算定しております。将来の売上については、「ファンビジネスプラットフォーム事業」のARPU（1ユーザー当たりの平均単価）及びファン数（会員数）の増加、並びに「デジタルマーケティング事業」の成約単価及び成約件数に基づいて算定しております。なお、「ファンビジネスプラットフォーム事業」のARPU及びファン数の増加、「デジタルマーケティング事業」の成約単価及び成約件数については、当事業年度までの実績や傾向に基づいて設定しております。また、費用については、当事業年度の実績をもとに将来の変動要因を加味したものにより算定しております。

③ 翌事業年度への影響

翌事業年度以降の営業損益の算定に用いた主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、市場環境が変化した場合や、将来の経済状況の変動等が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金 20,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 421,973千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 2,081,455株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 36株

普通株式の自己株式の株式数の増加36株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

の目的となる株式の種類及び数

普通株式 24,650株

6. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	491,834千円
減損損失	47,867 〃
資産除去債務	24,027 〃
貸倒引当金	23,270 〃
その他	19,313 〃
繰延税金資産小計	<u>606,313千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△491,834 〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△101,204 〃</u>
評価性引当額小計	<u>△593,038 〃</u>
繰延税金資産合計	<u>13,274千円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	<u>△15,657千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△15,657千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△2,382千円</u>

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、次のとおりであります。

1年以内	83,391千円
1年超	4,046千円
合計	<u>87,437千円</u>

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、一部の取引については前受金を受領し信用リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金は短期の支払期日であります。

敷金は、本社及びスタジオの賃貸借契約によるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

未払法人税等は2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

営業債務は流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務について、各部署からの報告に基づき、コーポレート本部にて適時に資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」並びに「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

リース債務については、重要性が乏しいことから注記を省略しております。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)	敷金	171,043	143,198	△27,845
(2)	長期未収入金	74,489	74,489	-
	貸倒引当金 ※	△74,489	△74,489	-

※ 長期未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価・・・・・・・・・・同一の資産又は負債の活発な市場における
(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価・・・・・・・・・・レベル1のインプット以外の直接又は間接的に
観察可能なインプットを用いて算定した時
価

レベル3の時価・・・・・・・・・・重要な観察できないインプットを使用して算
定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 敷金	-	143,198	-	143,198
(2) 長期未収入金	-	-	74,489	74,489
貸倒引当金	-	-	△74,489	△74,489

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 長期未収入金

長期未収入金の時価については、当事業年度末における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	170円26銭
1株当たり当期純損失	△33円33銭

2023年11月14日に開示いたしました「錯誤による募集新株予約権（有償ストックオプション）の行使過誤に関するお知らせ」におきまして、当社従業員の錯誤により有償ストックオプション100個（行使による交付株式100株）の行使について過誤が生じておりましたが、当社を被告とする株式発行不存在確認訴訟において、かかる過誤の新株予約権の行使による普通株式100株の新株発行が存在しない旨の判決が下され、裁判所からの囑託による2024年4月17日付申請の当該新株発行による発行済株式総数の変更登記の抹消の完了を、2024年5月13日に登記簿上で確認完了しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2025年2月13日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、2025年3月26日開催予定の第11回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図ることで機動的かつ柔軟な資本政策及び株主還元策の実施に備えることを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当するものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額759,294,800円を649,294,800円減少し110,000,000円といたします。
また、資本準備金の額759,293,850円を649,293,850円減少し110,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金及び資本準備金の額並びに減少後の資本金及び資本準備金の額が変動いたします。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,353,984,466円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,353,984,466円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議 | 2025年2月13日 |
| (2) 債権者異議申述公告日 | 2025年2月21日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 2025年3月21日(予定) |
| (4) 株主総会決議 | 2025年3月26日(予定) |
| (5) 効力発生日 | 2025年4月1日(予定) |